

千葉県職員の職務発明等に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号及び政法第1410号「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（通知）」に基づき、押印廃止等を行う。

2 改正内容

(1) 行政手続の押印廃止

別記第一号様式、第二号様式、第三号様式、第四号様式、第五号様式

(2) 専決区分の見直し

規則本文第三条及び別表（第三条）

(3) 規則本文第一条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に、「第三条第二項」を「第三条第四号」に改める

3 施行期日

令和3年10月1日